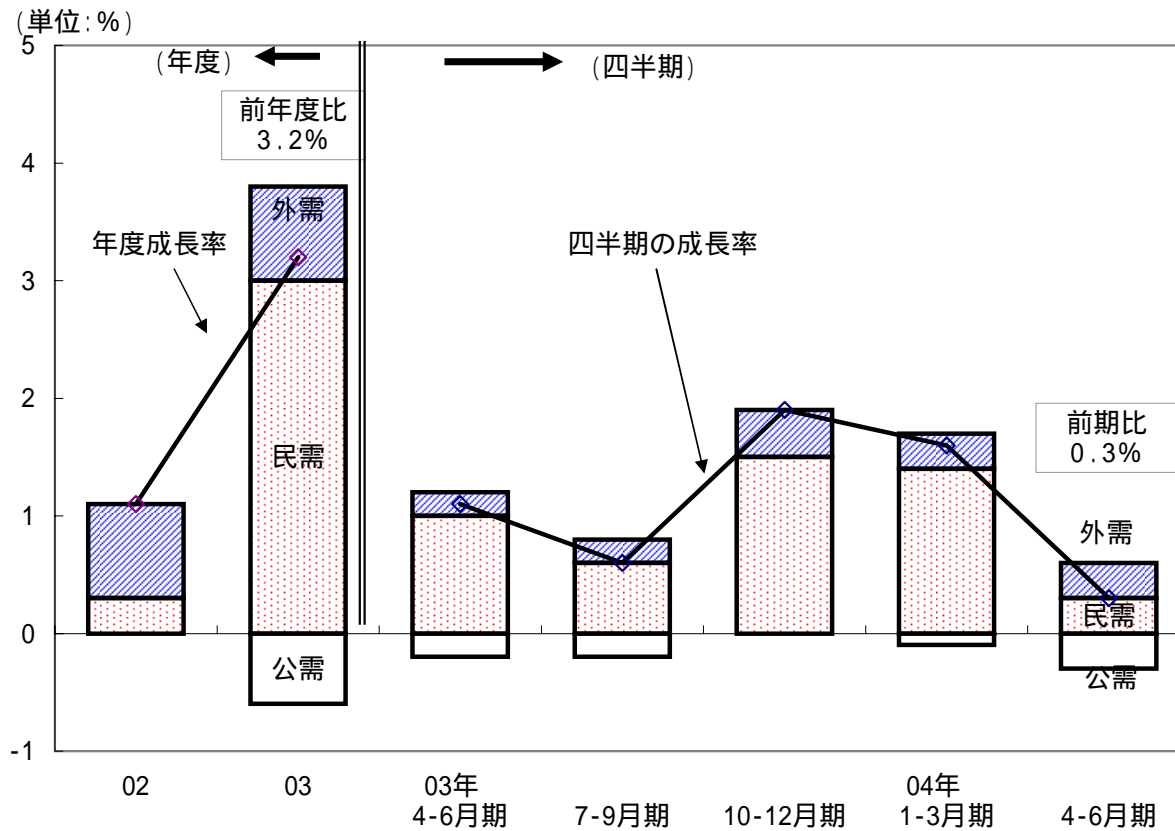


講演用資料

平成 16 年 9 月 11 日

実質GDP成長率の推移 5四半期連続のプラス成長

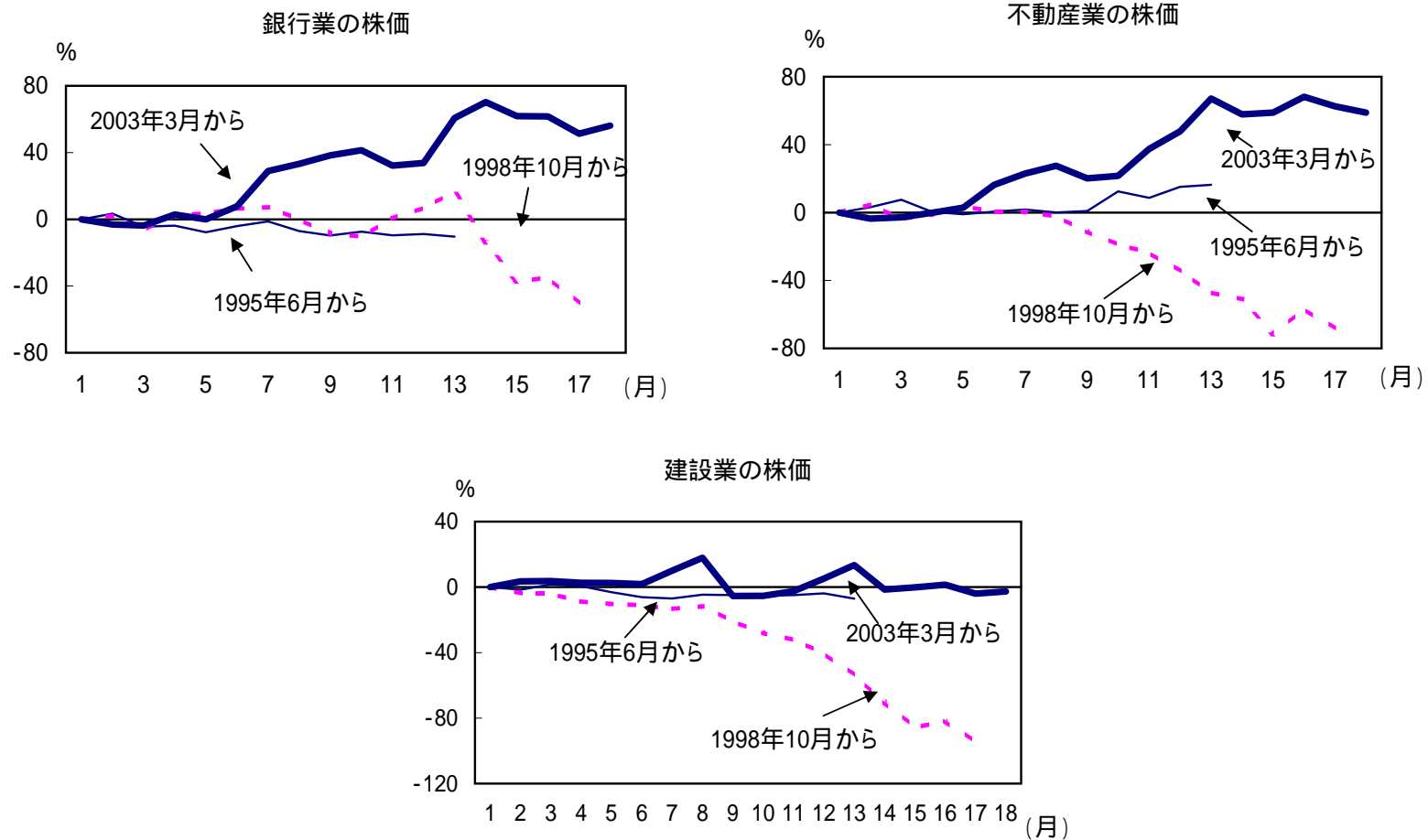


(備考)内閣府「国民経済計算」より作成。

不良債権処理の推進

今回回復では銀行、不動産関連株価は上昇。建設関連株価も堅調。

不良債権処理の進展で株価は着実な上昇(90年代過去2回は上昇みられず)

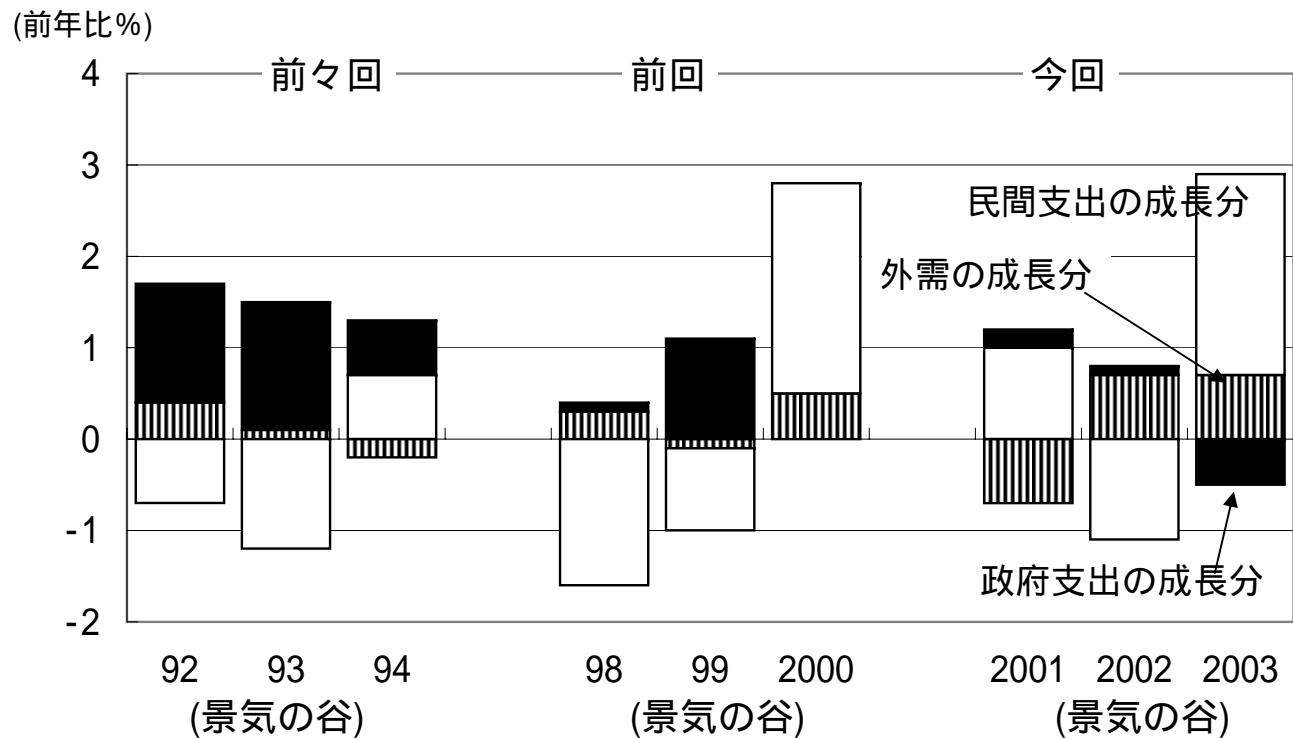


(備考) 1. Bloombergより。

2. 月末値でみたTOPIXの上昇局面(95年6月-96年6月、98年10月-2000年2月、03年3月-現在)について、相対的な株価上昇率(それぞれの株価上昇率 - TOPIX上昇率)を描いたもの。

今回回復は、民間支出主導で達成

過去2回の回復は政府支出が牽引 (実質GDP成長率に対する寄与度)

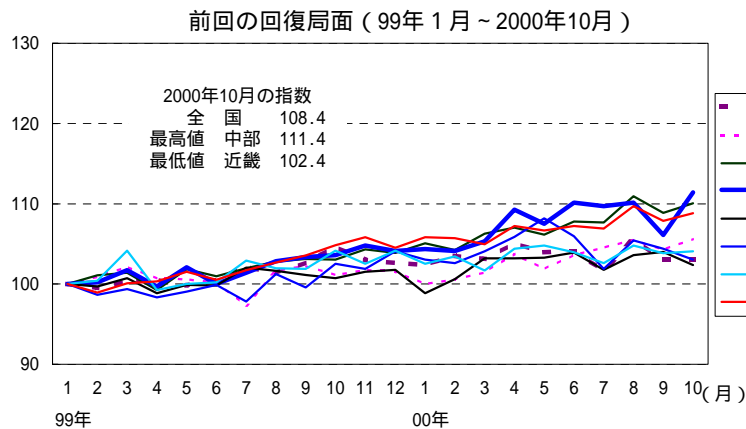
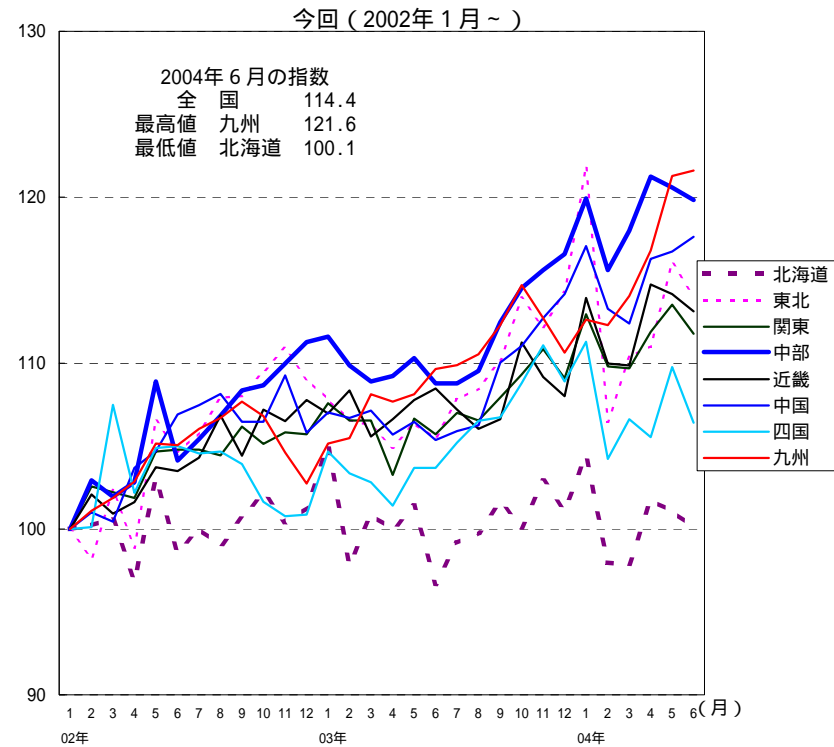
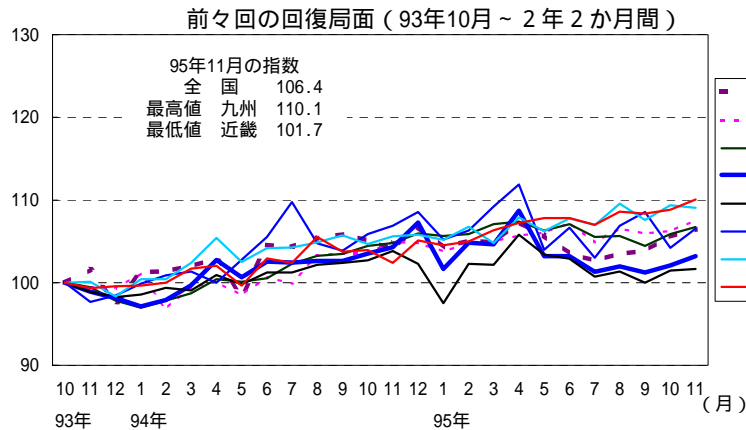


雇用、地域経済が課題

財政出動に頼らず、「国から地方へ」、「官から民へ」、地域の再生をめざす

地域別にばらつきの見られる今回の回復、地方への回復浸透が課題

地域別生産の推移（景気の谷 = 100）



- （備考）
1. 各経済産業局「管内経済動向」等により作成。
 2. 季節調整済み指数（平成12年基準）。
 3. 93年10月～95年11月は、接続指数。
 4. 景気の谷に当たる年月を100とした。
 5. 2004年6月の東北、四国は速報値。他は確報値。

金融再生プログラム

主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生

平成 14 年 10 月 30 日

主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生
「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進

不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

(1. 新しい金融システムの枠組み)

- (1) 安心できる金融システムの構築
国民のための金融行政
決済機能の安定確保
モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
中小企業貸出に関する担い手の拡充
中小企業再生をサポートする仕組みの整備
中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
中小企業の実態を反映した検査の確保
中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成16年度に向けた不良債権問題の終結
政府と日銀が一体となった支援体制の整備
「特別支援金融機関」における経営改革
新しい公的資金制度の創設

(2. 新しい企業再生の枠組み)

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
貸出債権のオフバランス化推進
時価の参考情報としての自己査定を活用
DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
企業再生機能の強化
企業再生ファンド等との連携強化
貸出債権取引市場の創設
証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
企業再生に資する支援環境の整備
過剰供給問題等への対応
早期事業再生ガイドラインの策定
株式の価格変動リスクへの対処
一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

(3. 新しい金融行政の枠組み)

- (1) 資産査定の厳格化
資産査定に関する基準の見直し
引当に関するDCF的手法の採用
引当金算定における期間の見直し
再建計画や担保評価の厳正な検証 等
特別検査の再実施
自己査定と金融庁検査の格差公表
自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
自己資本を強化するための税制改正
繰延税金資産の合理性の確認
自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
優先株の普通株への転換
健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
早期是正措置の厳格化
「早期警戒制度」の活用 等

速やかに実施 (平成14年11月29日に作業工程表を公表)

中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

(基本的考え方)

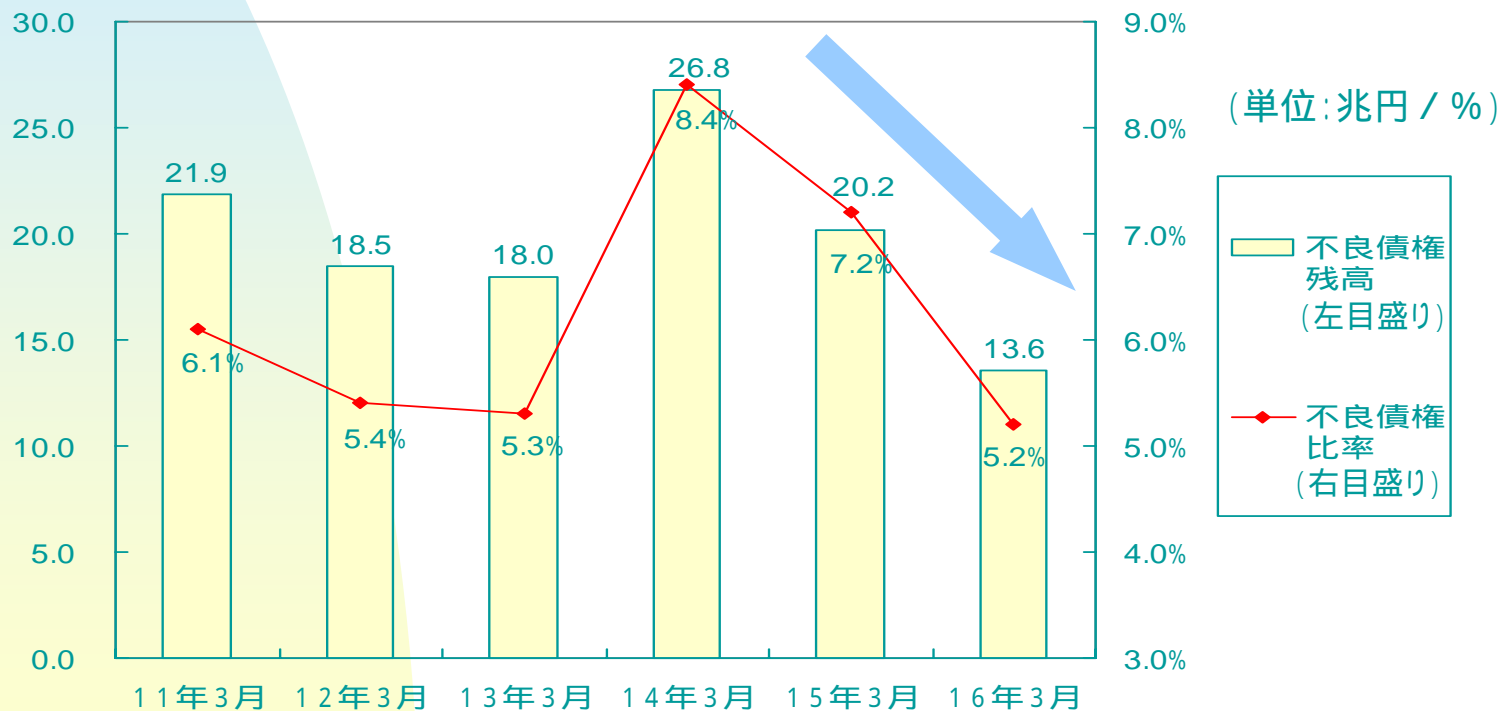
日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

主要行の不良債権動向

【目標】平成16年度までに主要行の不良債権比率を平成14年3月期の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る。
(「金融再生プログラム」平成14年10月30日公表)



注: 金融再生法開示債権の計数。

不良債権処理は着実に進展

主要行、地域銀行をあわせた全国銀行ベースで、

不良債権額が2年間で約4割減少。

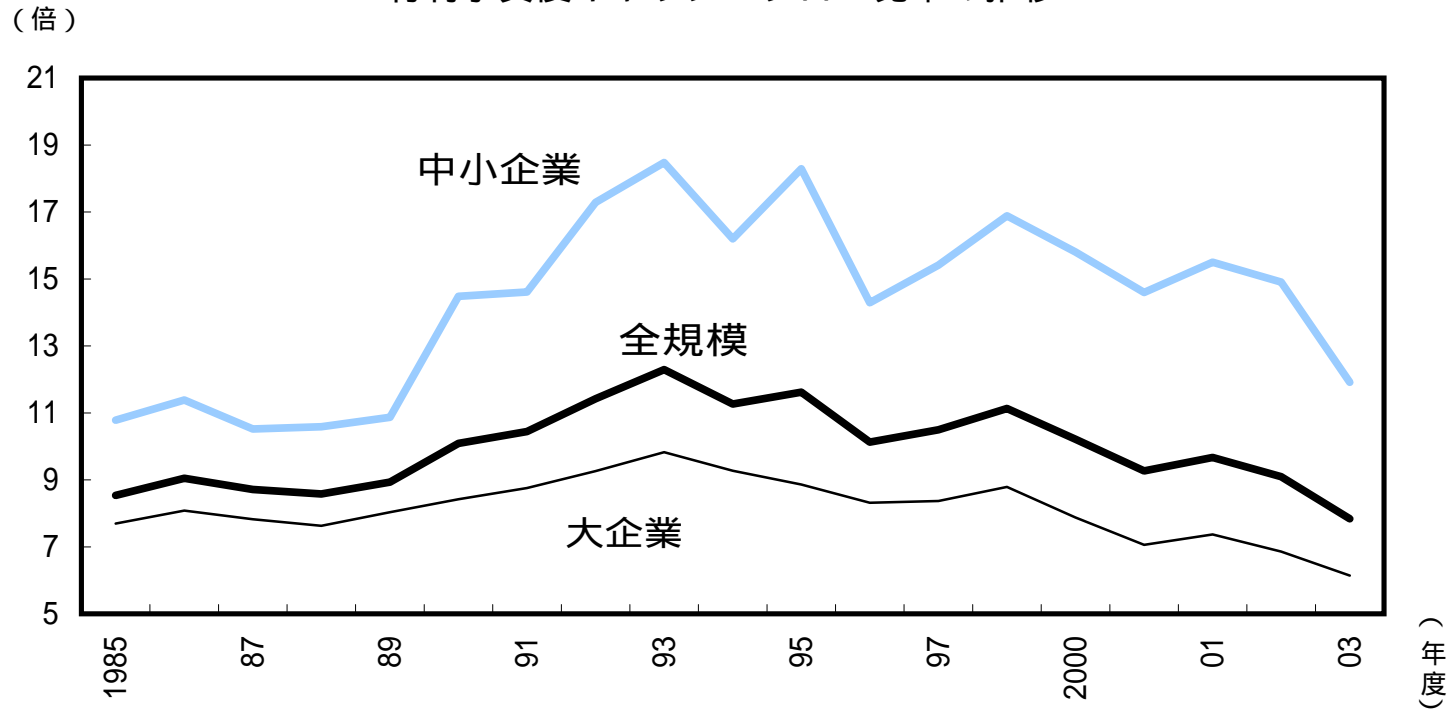
データをとりに始めた7年度以降において、初めて不良債権処分損が実質業務純益の範囲内まで減少。

	〔13年度〕	〔14年度〕	〔15年度〕
金融再生法開示債権残高(兆円)	43.2	35.3	26.6
不良債権処分損(兆円)	9.7	6.7	5.4
実質業務純益(兆円)	6.0	6.0	5.9

企業のバランスシート調整の進展

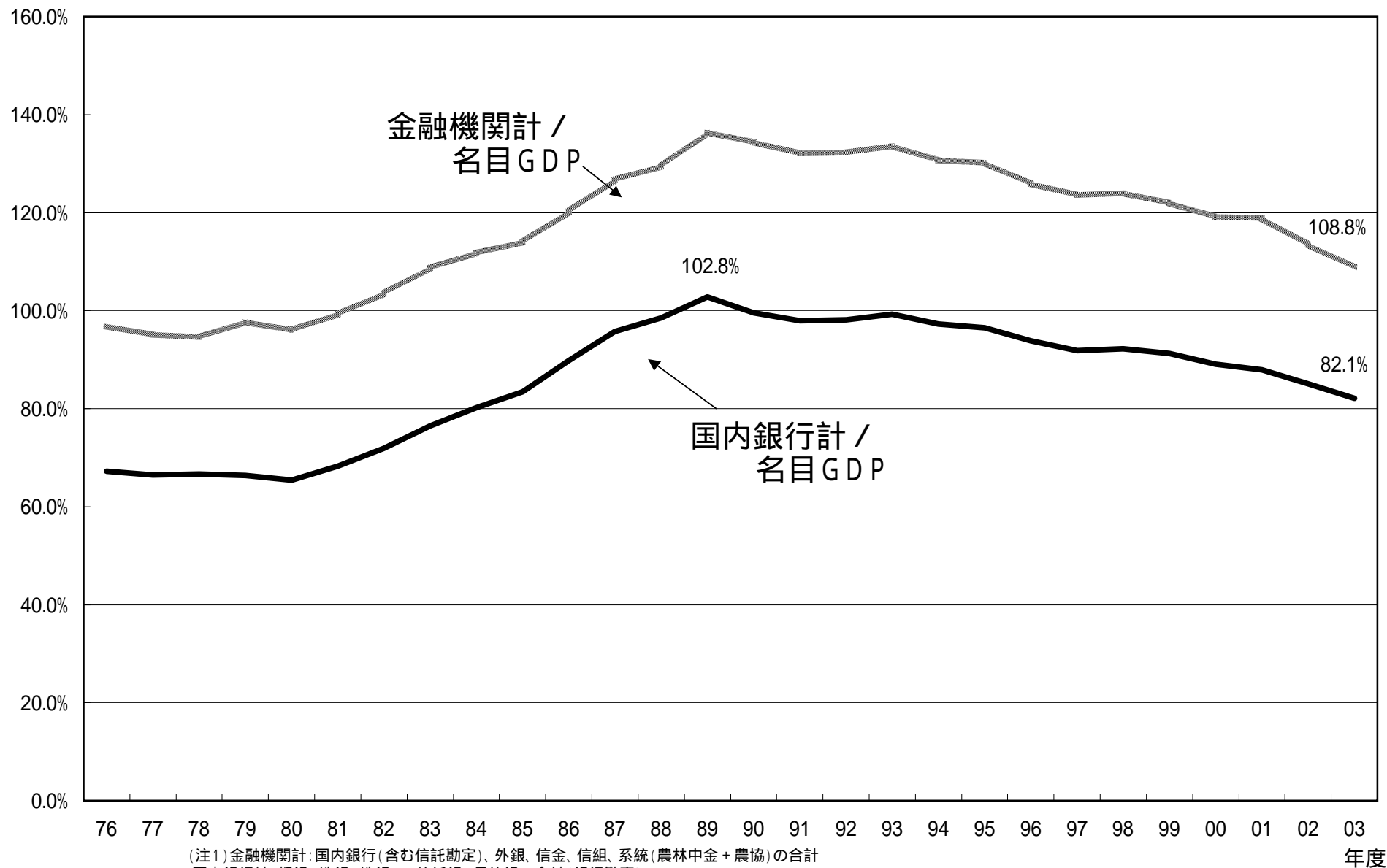
全規模・全産業では1980年代半ばとほぼ同水準まで債務削減が進む

有利子負債キャッシュフロー比率の推移



- (備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」より作成。
2. 大企業は資本金1億円以上の企業。中小企業は資本金1千万円以上1億円未満の企業。
3. 有利子負債キャッシュフロー比率 = 有利子負債 ÷ キャッシュフロー
有利子負債 = 長期借入金 + 短期借入金 + 社債
キャッシュフロー = 経常利益 × 0.5 + 減価償却費

貸出残高と名目GDPの比率



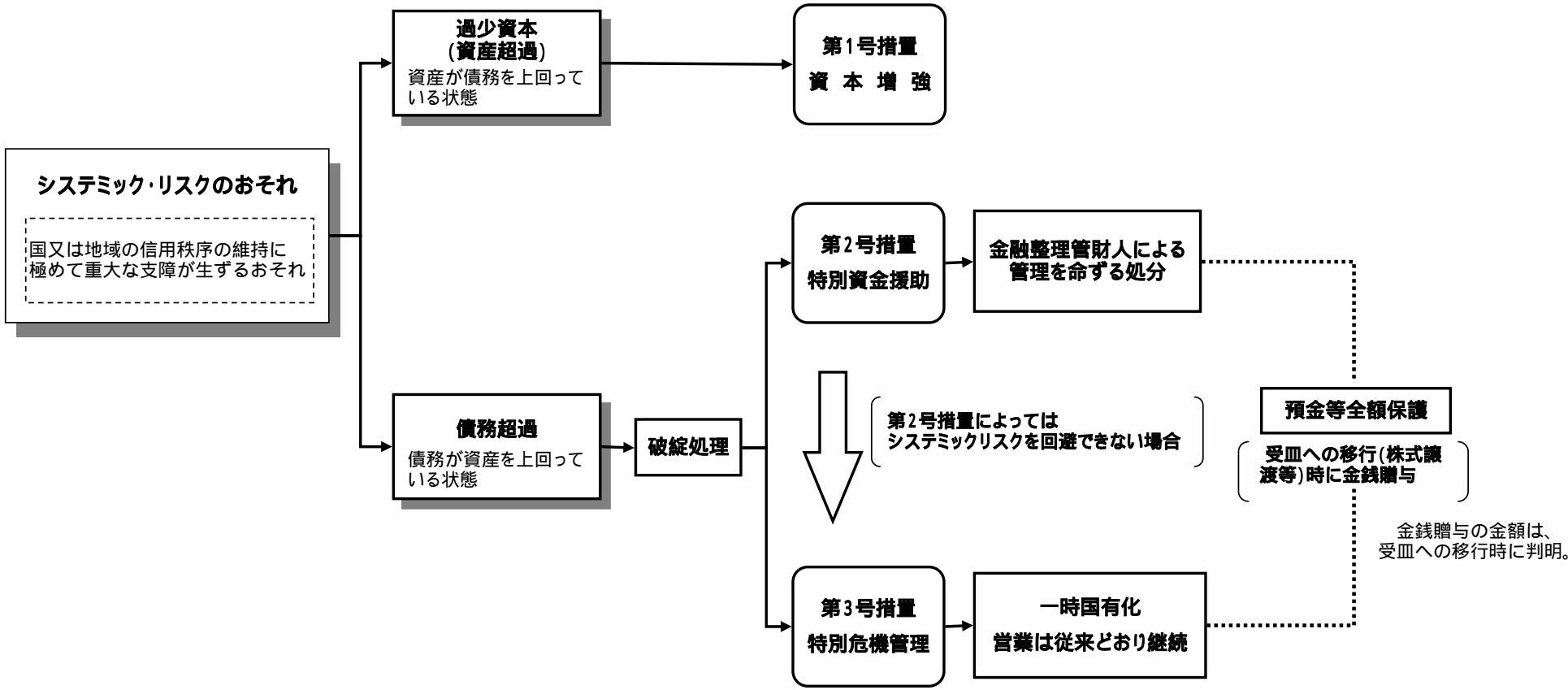
(注1) 金融機関計: 国内銀行(含む信託勘定)、外銀、信金、信組、系統(農林中金+農協)の合計

国内銀行計: 都銀、地銀、地銀、信託銀、長信銀の合計(銀行勘定)

(注2) 名目GDPは2000年度以降は93SNA新基準、1980~1999年度は従来方式を一部改定して再推計、1980~1989年度は1995年基準の遡及改定が行われていないため帰属家賃の値がなく、数値を求められていない。1979年度以前は68SNA旧基準。2003年度は2004年4-6月期・1次速報(2004年8月13日)による年度値遡及改定。

(出典) 民間金融機関の資産・負債等統計(日本銀行・金融経済統計月報)、国民経済計算(内閣府)

預金保険法第102条の仕組み



金融機能強化法の施行

(平成16年8月1日施行)

【目的】 国の資本参加による金融機能の強化
地域経済の活性化、信用秩序の維持、国民経済の健全な発展

【申請】

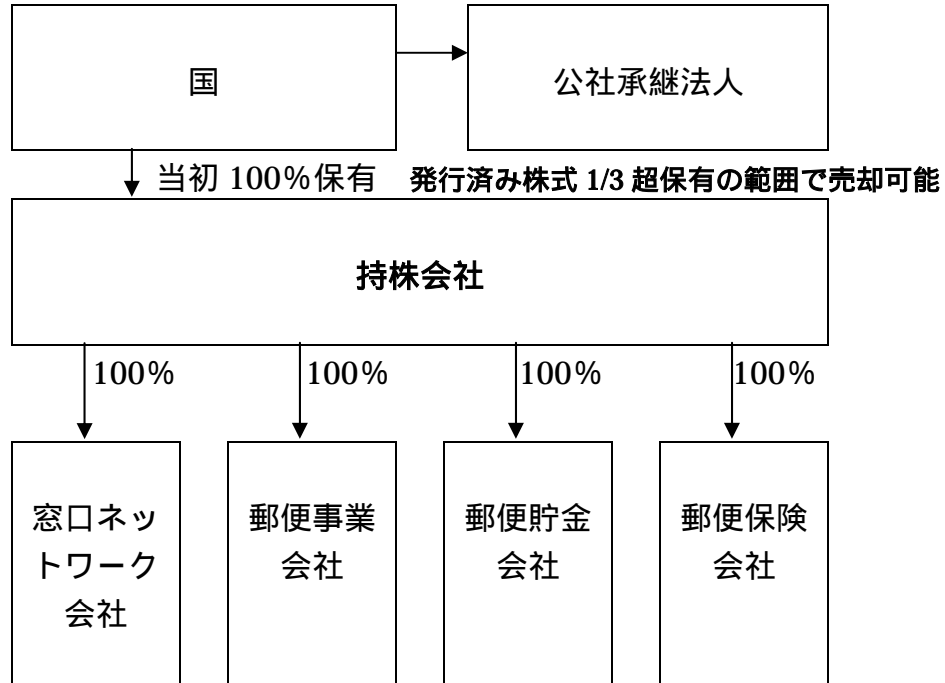
平成20年3月末までに、下記内容を盛り込んだ「経営強化計画」を預金保険機構を通じて提出

収益性・効率性等の数値目標及び目標達成のための具体的方法責任ある経営体制の確立
信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策
経営責任及び株主責任の明確化
(基準値未満の場合)
目標未達成の場合の経営責任
(結果責任) (抜本的な組織再編成以外の場合)
株式等の引受け等を求める額及び内容

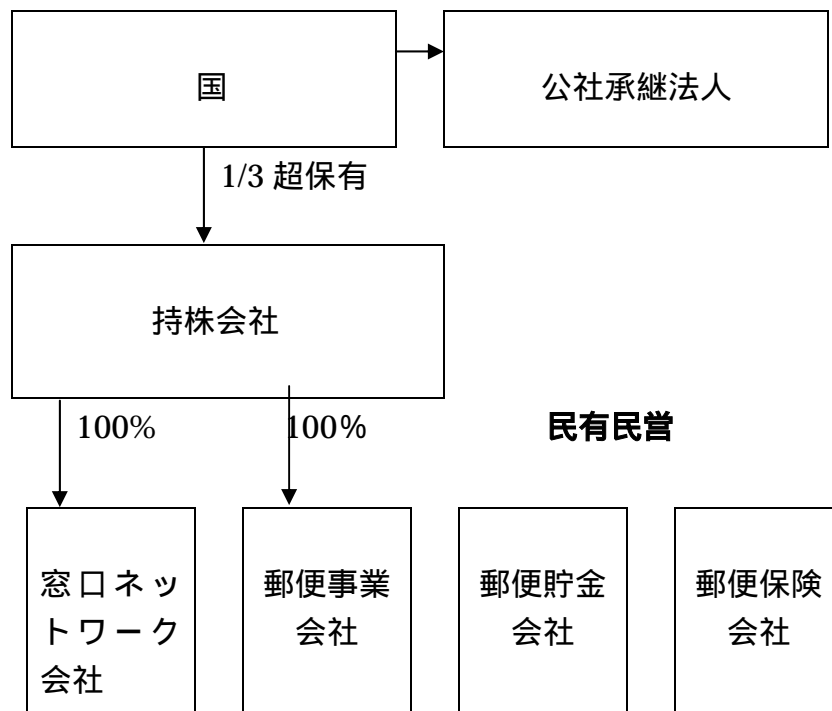
【国の資本参加の基準】

収益性・効率性等の向上が見込まれること
計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
地域における金融の円滑化が見込まれること
その他地域経済の活性化に資するために適切なものであること。
公的資金の回収が困難でないこと
適切な資産査定がなされていること
破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと 等

2007年4月時点

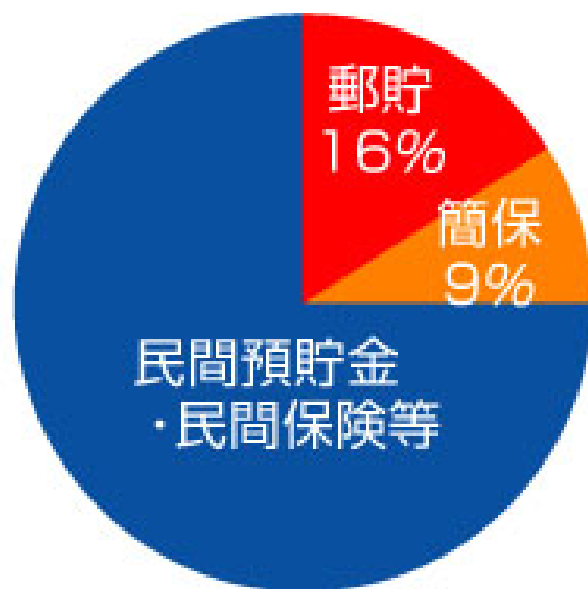


民営化の最終的な姿

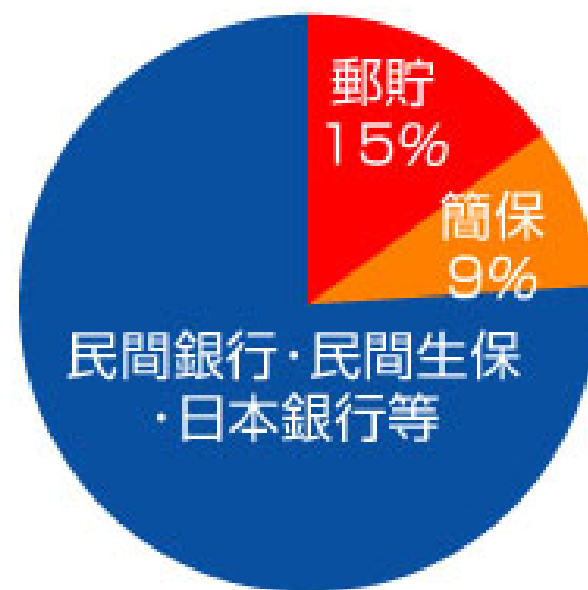


郵貯・簡保の金融市場に占めるシェア

家計金融資産構成 (種類別)



国債保有構成 (主体別)



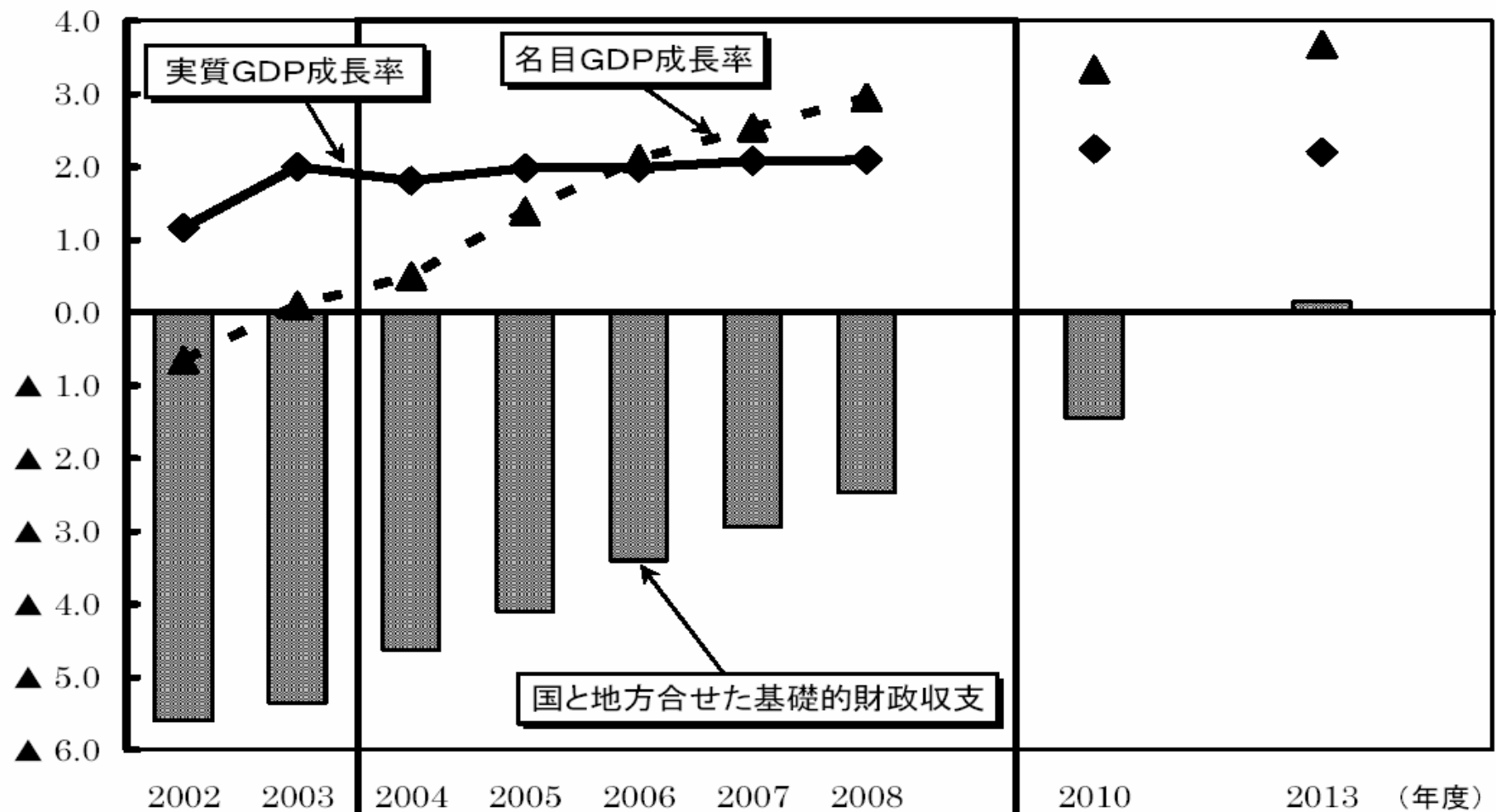
出所) 日本銀行「資金循環勘定」、平成16年3月末速報値。

預金金利と国債金利との比較表

	日本 (国内銀行平均) (郵便貯金)		アメリカ (シティバンク)	イギリス (HSBC)
国債(3年)	0.325%		2.923%	4.890%
定期預金 (3年)	0.067%	0.06%	3.00%	5.00%
金利の格差 (国債金利－ 定期預金金利)	0.258%	0.265%	-0.077%	-0.11%

経済成長率と基礎的財政収支

(%、前年度比、GDP比)



(注) 1. 基礎的財政収支(国・地方)は国民経済計算(SNA)ベースの推計値であり、年度間の繰越を考慮することや国・地方とも一般会計(普通会計)以外に特別会計等を含む概念であることに留意が必要である。

2. 試算は誤差を伴っており、相当の幅をもってみるべきである。

特に、先の期間になる程、不確実な要素が多くなることに留意が必要である。